

令和6年度
山形県LPガス料金負担軽減支援事業
Q & A

目次

1 事業の基本事項等について	1
2 対象となる販売事業者等について	1
3 値引き対象について	1
4 値引きの周知について	3
5 値引きの実施について	4
6 交付手続き等について	5
7 助成金について	6

1. 事業の基本事項等について

Q1-1 事業への参加について

- 本事業に必ず参加しなければならないのか？

A. 県内の LP ガス一般消費者等の負担軽減を図るためには、LP ガス販売事業者を通じた支援が不可欠であることから、該当するすべての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

Q1-2 事業期間中の値上げについて

- 支援対象期間に合わせた値上げは、してはいけないのか？

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではなく、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者(一般消費者等)から恣意的な値上げと捉えられる場合があります。

2. 対象となる販売事業者等について

Q2-1 所在地が県外の事業者の場合

- 事業所が山形県外にある LP ガス販売事業者であるが、山形県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか？

A. 対象となります。

Q2-2 コミュニティガス（簡ガス）の値引きについて

- 登録ガス小売り事業者（ガス事業法第 3 条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法に第 14 条及び第 15 条に基づく供給条件の説明及び書面交付義務への対応は必要なのか？

A. 消費者への事前の書面通知等については、山形県の公表による当該支援事業であり、検針票や請求書等に山形県の支援による値引きの明示等が消費者へ周知されている場合は不要となります。

3. 値引きの対象について

Q3-1 値引きの対象について

- 山形県内とはメーター設置先住所と消費者（契約者）住所のどちらか？

A. ガスメーターが山形県内に設置された住所が対象で、消費者(契約者)の住所は県内外を問いません。

Q3-2 複数の販売業者との契約

- ・同一世帯で複数のLPガス販売業者から供給を受けている場合、それぞれ対象となるのか？

A. 個別に対応となります。

Q3-3 複数世帯（2世帯住宅）の場合

- ・同一敷地内に複数（二世帯含む）のメーターがある場合は、それぞれ対象になるのか？

A. 敷地内に複数のメーターが設置されていても、メーター1契約毎に値引きの対象となります。

但し、複数のメーターを合算して請求している場合は、「1契約」としての値引き対象となります。

Q3-4 集合住宅

- ・集合住宅で親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合は、それぞれ対象になるのか？

A. 親メーターの契約者が、子メーター分の料金をまとめてLPガス販売業者に支払っている(子メーターと直接契約なし)場合は、親メーターのみ値引きの対象となります。

但し、複数メーターを取り付けている場合でも、基本料金が発生しているガスメーター(契約)毎に、値引きの対象とすることが出来る。この場合、交付申請兼実績報告の添付書類「料金負担軽減(値引き)を行った対象一覧」は値引きを実施したガスメーターを一行ずつに分けて記入してください。

Q3-5 店舗兼住宅

- ・店舗兼住宅の場合は対象になるのか？

A. 液石法における「一般消費者等」に該当すれば対象となります。

Q3-6 弁当屋等への販売

- ・弁当屋等にLPガスを販売しているのは、値引きの対象になるのか？

A. 直接一般消費者に販売する目的をもって調理する場合には対象となりますが、旅館等に仕出し弁当を卸すなど、専ら製造・卸を業とする場合は対象になりません。

Q3-7 使用形態が複数の場合

- ・ひとりのお客様が、家庭用と工業用に使用する契約をそれぞれに結んでいる場合は、両方から値引きをするのか？

A. 使用目的が、明確に分かれている場合は、工業用は対象外となりますので、家庭用のメーターのみ値引きを行ってください。

又、一つのメーターから家庭用と工業用の2ヶ所で使用している場合は、ガスの消費量の多い方で判断することになります。

Q3-8 滞納顧客等

- ・料金を滞納している場合は対象になるのか？

A. 値引き対象期間中の請求額から値引きすることは可能ですが、過去の滞納分から値引きすることは出来ません。

Q3-9 利用が無い場合

- ・利用実績がない(0 m³)又は基本料金のみの場合は対象になるのか？

A. 契約が休止状態で料金の請求が発生していない場合は対象になりません。但し、基本料金が発生していれば対象となります。尚、対象期間中の合計値引き額が「上限」に達しない場合はその値引き額が「上限」となります。

4. 値引きの周知について

Q4-1 事前周知について

- ・値引きの事前周知は必要なのか？

A. 前回のよう、販売事業者からチラシを活用して周知していただくことは想定していませんが、協会ホームページに掲載のチラシデータは、ダウンロード・印刷もできますので必要に応じてご活用ください。(周知の方法1、2を参照)

Q4-2 周知の方法1

- ・県民への周知はどうなるのか？

A. ① 山形県ホームページでの告知
② 山形県 LP ガス協会ホームページでの告知
③ LP ガス販売事業者のホームページによる任意の告知

Q4-3 周知の方法2

- ・周知による記載内容の必須事項は？

A. 検針票、請求書、WEB 明細、領収書等への通信欄や余白等へ下記内容を記載。

- ① 「山形県の LP ガス料金負担軽減支援事業により〇〇円の値引きを行います。」
- ② 「山形県の支援により〇〇円の値引きを行います。」
- ③ 「山形県の支援による値引き額〇〇円」

等と必ず明示してください。明示の無い場合は助成事業の対象となりません。

尚、どうしても記載が困難な場合は、文言の短縮やマイナス記載する金額欄に記載することを許容します。

例：「県支援で〇〇円値引き」または「県支援▲〇〇円」

Q4-4 証拠書類が残らない場合

- ・検針伝票の事業者控が残らない場合（ハンディ機で検針）やインターネットのクラウド上で請求書を交付する場合は、どのような書類を提出するのか？

A. 以下の証拠書類等の準備をお願いします。

- ① ハンディ機の場合は、値引き額を明示した検針伝票の写し。
- ② インターネットのクラウド上の検針表又は請求書等については、顧客管理番号が表示された端末画面のスクリーンショットのデータをプリントして提出して下さい。

5. 値引きの実施について

Q5-1 値引きの表示

- ・システムの都合上、検針票に値引き額を表示できない場合はどのようにしたらよいのか？

A. 余白等に記入してください。また、小さくても良いので、値引き額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q5-2 消費税関係の表示例

- ・税込総額から値引き（▲2,200円）としてもよいのか？

A. 消費税の計算に誤りが生じないように、出来るだけ税抜き価格から値引きしてください。

◎ (税抜) - (税抜)

※税込で値引きする場合は、○ (税込) - (税込)とし、× (税込) - (税抜)とならないように注意してください。

【外税表示】 (税抜) - (税抜)

基本料金	2,000円
従量料金	3,000円
山形県の支援値引き分	▲2,000円
合計	3,000円
消費税	300円
請求額	3,300円

【内税表示】 (税込) - (税込)

基本料金 (税込)	2,200円
従量料金 (税込)	3,300円
山形県の支援値引き分 (税込)	▲2,200円
請求額	3,300円
(うち消費税)	300円

Q5-3 支援金に対する消費税について

- ・値引きした2,000円分に係る消費税（200円）は助成金でもらえないのか？

A. 消費税は補助されません。消費税法第2条、第4条。

今回の値引き額に対しては不課税の為、消費税がかかりません。通常のガス代請求分にも消費税がかかることになります。

Q5-4 値引きの時期

・値引き対象が3月検針分とあるが、3月1日以降に新規契約した場合は対象にならないのか？

A. 対象になりません。あくまで2月時点で契約があり、2月使用分が対象となります。

ただし、例外として、何らかの理由（例えば、契約先が改築工事のためガス供給を一時停止しており、3月の検針は行わないなど）により、3月の検針が困難な場合においては、初回の値引が4月検針分となっても対象となります。

Q5-5 年金生活者、特殊契約の場合

・契約により、偶数月にしか検針をしない消費者は、3月に初回の検針が出来ないが、対象としていいのか？

A. 特定の理由がある場合には、初回検針が4月となっても値引きの対象となります。

「契約により偶数月の検針のため」等、理由を明記したものを証拠書類と共に保管しておいてください。

Q5-6 業者変更等について

・請求額が（例）1,800円/税抜の消費者は、3月に値引きを行い、残り200円を4月の検針時に値引きするが、4月からLPガス販売事業者が変わる場合は？

A. 4月からガス事業者が変わる場合は、新たな契約となり対象になりませんので、3月に値引きする1,800円が上限となります。

Q5-7 転居等について

・引越しの場合、例えば3月7日（通常の検針日）に加え、3月31日（引越しの検針）も検針する場合はどちらも対象になるのか？

A. 2月時点で契約のある方は、どちらも対象となります。最大2,000円までの値引きができます。

6. 交付手続き等について

Q6-1 県内に複数の事業所がある場合

・山形県内に複数の営業所がある場合は、本社より申請するのか又は営業所から申請か？

A. 原則、本社から申請をお願いします。又、山形県外に本社があり山形県内に複数の支店、営業所がある場合でも原則本社からとし、窓口となる取り纏め担当者を明示願います。

Q6-2 実績報告について

・実績報告はどのタイミングで提出するのか？

A. 値引き対象分の請求（値引き件数、値引き金額の合計）が確定した後、実績集計表、内訳明細の一覧を添えて提出してください。実績報告提出日によって、助成金の振込予定日が異なるので、出来るだけ速やかに提出願います。

Q6-3 報告件数について

- ・ 交付申請時と実績報告時で、対象となる一般消費者等に差が出て問題ないのか？

A. 交付申請時は、直近の契約件数を記入し、実績報告には実際に期間中に値引きを行った契約件数（実績）を記入しますので、件数に差が生じて問題ありません。

但し、200 件以上の増加が見込まれる場合、又は件数の増加により契約区分の助成額が変わる場合には、予め、様式 3「LP ガス料金負担軽減支援事業変更(中止・廃止)承認申請書」を提出してください。

Q6-4 誤りの判明

- ・ 抽出検査に置いて誤りが判明した場合などはどうなるのか？

A. 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施したりする場合があります。この場合、助成金の支払いが遅れることや減額されることなどがあります。

7. 助成金について

Q7-1 助成金の支給時期は

- ・ 実績報告書を提出してから、助成金の支払いまではどのくらいの期間か？

A. 実績報告書兼請求書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから助成金を支払います。支払いをする時期は 5 月から 6 月を予定しています。

Q7-2 会計処理について

- ・ 助成金はどのように会計処理をすればよいのか。

A. 助成金は不課税なので、売り上げ計上はせず「雑収入」等の処理をお願いします。
詳細な会計処理方法については、会計士や税理士等にご相談ください。